

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年八月十九日奈良県指令建第九六一七二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年一月十八日建第八六一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字豊浦二九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡明日香村大字豊浦六三七番地

花木浩二

高市郡明日香村大字豊浦六三八番地

花木光余

一 許可番号

平成二十七年九月二十四日奈良県指令建第九六一九二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年一月十九日建第八六一一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年一月十九日建第五一四九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市九条町二〇一番二の一部、二〇一番三、二〇二番二の一部、二〇二番三、

二〇二番四、二〇四番二、二〇四番四、二〇四番七、二〇四番九、二〇五番一八、二

〇六番三三の一部、二〇六番三四、二〇六番三五及び二〇六番三六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町一番地の四

株式会社八洲エイジェント 代表取締役 河合浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市九条町二〇一番三、二〇二番四、二〇四番四、二〇四番九、二〇五番一九及び二〇六番三五

下水道 大和郡山市九条町二〇一番三、二〇二番四、二〇五番一八及び二〇六番三五の各一部

水路 大和郡山市九条町二〇一番二、二〇二番四、二〇五番一八及び二〇六番三五の各一部